

秋田県地域森林計画関係成果品取扱要領

制 定 平成20年12月18日スギー1214 農林水産部長通知

改 正 平成24年 8月28日森ー1571 農林水産部長通知

第1 制定趣旨

1 趣旨

この要領は、地域森林計画の樹立・変更に伴い作成した森林簿及び森林計画図、公共測量の成果である森林基本図、森林情報システム（以下「システム」という。）に搭載する森林簿データ、森林計画図データ、デジタルオルソ化された空中写真及び衛星画像データの取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

2 関係法令等

- (1) 地域森林計画関係成果品（以下「成果品」という。）の取扱いについては、森林法（昭和26年法律第249号）、森林法施行令（昭和26年政令第276号）、森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）、測量法（昭和24年法律第188号）、秋田県個人情報保護条例（平成12年秋田県条例第138号、秋田県情報公開条例（昭和62年秋田県条例第3号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。
- (2) 前項のほか、森林簿及び森林計画図の取扱いについては、「地域森林計画及び国有林の地域別の森林計画に関する事務の取扱について」（平成12年5月8日付け12林野計第154号）及び「森林経営計画制度運営要領」（平成24年3月26日付け23林整計第230号）に配慮するものとする。

第2 定義

1 成果品の種類

この要領において、成果品とは、次に掲げるものをいう。

(1) 森林簿

- ① 森林簿： 県内の民有林（国有林以外の森林）について、「林班」と「小班」を単位とし、樹種・樹齢・面積・材積・森林の所在・施業の方法・地況等の森林資源情報を取りまとめた帳簿。
- ② 森林計画マスタ： 秋田県森林情報システムに搭載する森林簿の基礎データであり、GIS上の地図データ属性情報にあたるもの。

(2) 測量成果品

- ① 森林計画図： 空中写真を図化した縮尺5,000分の1の地形図に、行政界・林班界・小班界・林道等を記載し、民有林の区域を表した図面。

- ②森林基本図：空中写真を図化した縮尺5,000分の1の地形図に、行政区界を記入した図面。
- ③森林位置図：国土地理院発行の縮尺5万分の1地形図に森林計画界・林班界・林班名を記入した図面。
- ④空中写真測量成果
- ア ネガフィルム：空中写真撮影を行った原フィルム。
 - イ ポジフィルム：ネガフィルムをポリエステルベースに密着焼付けして作成したフィルム。
 - ウ 密着写真：ネガフィルムを半光沢印画紙に密着焼付けして作成した写真。
 - エ 2倍引伸写真：ネガフィルムを中厚手半光沢印画紙又はこれと同等以上の材料に引押し焼付けして作成した写真。
 - オ 評定図：撮影地区ごとに5万分の1地形図上に、撮影区域、各写真の主点（以下「主点」という。）、撮影コース、コース番号、写真番号等を図示した図面。
 - カ 評定図複写フィルム：縮尺が10万分の1になるように評定図を複写したフィルム
 - キ 評定図ポジフィルム：評定図ネガフィルムをポリエステルベースに密着焼付けして作成したフィルム。
 - ク デジタルオルソ：カメラレンズや標高による空中写真の歪みを修正するための処理が施されたデジタル画像。
- ⑤衛星画像：人工衛星に搭載されるセンサから撮影された画像データ。

2 成果品の目的・性格

- (1) 成果品のうち森林簿は、地域森林計画の樹立・変更に必要な森林資源把握のための基礎資料及び森林経営計画作成を支援するための資料として作成したものである。
- (2) 成果品のうち森林計画図は、森林の位置を明らかにし、計画の樹立及び実施の便に供するため林分調査等により作成したものであり、所有権・所有界・面積等土地に関する諸権利及び立木竹の評価について証明するものではない。
- また、森林簿に記載している地番・森林所有者名・面積・制限林の種類等は登記簿等と整合性を図っているものではない。
- (3) 森林簿に記載している項目のうち「森林の所在地番」「森林所有者名」は個人情報に該当することから、個人情報保護条例に基づき適正に扱うものとする。

第3 成果品の取扱い

1 成果品の配備

成果品の配備箇所は、別表1のとおりとする。

2 成果品の管理者

成果品の管理は、本庁においては森林整備課長、地域振興局においては農林部長が行うものとし、それぞれを成果品の管理者と定めるものとする。

3 閲覧・交付・複製・使用の定義

(1) 閲覧とは、成果品の内容を見ることをいう。

(2) 交付（複写）とは、成果品の全部又は一部を印刷又はデータ出力したものを引き渡すことをいう。このうち複写とは、測量成果品の青焼き、白焼き等をいう。

(3) 複製とは、成果品を使用し、地図・図表・文書を作成すること、又はデータを他の目的のため処理することをいう。

(4) 使用とは、測量成果品の全部又は一部を使って、新たに別種の地図・製品等を作成することをいう。

4 成果品の利用対象者・範囲

(1) 何人も、成果品の閲覧・交付・複製・使用を申請することができるものとする。

(2) 申請可能な成果品の種類及び形式は、別表2のとおりとする。

(3) 成果品の閲覧・交付・複製・使用を希望するものは、別表2に定める申請書を知事（森林整備課長若しくは各地域振興局農林部長）に提出しなければならない。

(4) 成果品のうち、森林所有者名の公開を必要としないものに関しては、原則として提供範囲に制限を設けないものとする。

(5) 成果品のうち、森林所有者名の公開範囲は別表3のとおりとする。

5 利用条件

成果品を利用しようとする者は、次に掲げる条件を全て満たす場合に限り利用することができるものとする。

① 転売等、もっぱら営利を目的とするものでないこと。

② 土地の境界及び面積の証明に利用しないこと。

③ 土地の所有者の証明に利用しないこと。

④ 土地の立木竹評価の根拠として利用しないこと。

申請書の内容が測量法及び秋田県個人情報保護条例に関連する場合は知事が、それ以外の場合は成果品の管理者が申請書の内容を審査し、適正と認められた場合は、申請箇所に関し、閲覧・交付・複製・使用を承認するものとする。

6 利用の制限

成果品の交付・複製・使用承認を受けた者は、別表2の申請書に記載された目的以外に利用または第三者に使用させてはならないものとする。

ただし、森林所有者本人または当該土地又は森林の地上権・賃貸権等の使用収益権を持つ者に利用させる場合は、この限りではない。

7 事故報告

成果品の交付を受けた者は成果品の忘失、その他の事故が生じたときは、直ちにそのてん末を成果品の管理者に報告しなければならない。

また、事故への対応について成果品の管理者より特段の指示があった場合は、必ずこれに従うものとする。

- 附則
- 1 この要領は、平成20年12月18日から施行する。
 - 2 秋田県地域森林計画関係成果品取扱要領（平成16年3月25日付け農林－4034 農林水産部長通知）は廃止する。
 - 3 この要領は平成24年 8月28日から施行する。（森－1571）

(別表1) 地域森林計画関係成果品の種類及び配備機関

種 類	細 分	配 備 (作 成) 箇 所		備 考
		本 庁	振 興 局	
森林簿	印刷帳票			A3サイズ
	電子データ			1ケルデータ
森林計画マスタ	電子データ			CSVデータ
森林基本図	マイラー原図		-	B0、1/5,000
	電子データ			GeoTiff画像
	印刷図面			任意サイズ
森林計画図	電子データ			BDS、Shp
	印刷図面			任意サイズ
空中写真撮影成果	ネガフィルム	-	-	林野庁に寄託
	ポジフィルム	-	-	林野庁に寄託
	密着写真		-	1/20,000
	2倍引伸写真			1/10,000
	標定図			縮小版
	標定図ネガフィルム	-	-	林野庁に寄託
	標定図ポジフィルム		-	
	デジタルオルソ			GeoTiff画像
	同印刷図面			任意サイズ
衛星画像データ	電子データ			GeoTiff画像
	印刷図面			任意サイズ
森林位置図	図面			1/50,000

： 原則的に配備しているもの

： 必要に応じて作成可能なもの

(別表2) 申請内容と申請様式の対応表

申請内容	成果品の種類	申請書様式	提出先		備考
			本庁	振興局	
森林簿閲覧・交付申請	森林簿	様式第1号			紙 [*] -ス又はExcelファイル
森林計画マスタ複製承認申請	森林計画マスタ	様式第2号			CSV又はmdbファイル
森林所有者の同意書	森林簿 森林計画マスタ	様式第3号			様式第1号 第2号に添付 任意様式でも可
個人情報管理誓約書	森林簿 森林計画マスタ	様式第4号			様式第1号 第2号に添付
測量成果品閲覧	森林基本図 森林計画図 航空写真 航空衛星画像	様式第5号			システム操作により閲覧 写真撮影は交付に該当するため不可とする
測量成果品交付(複写)	森林基本図 森林計画図	様式第5号			必要部分を印刷(A3又はA4サイズ) 複写は本庁のみ(B0サイズ)
測量成果品複製承認申請	森林基本図	様式第6号		-	測量法第43条関係 マイク-原図又は GoeTiffファイル
測量成果品使用承認申請	森林基本図	様式第7号		-	測量法第44条関係 マイク-原図又は GoeTiffファイル
電子データ複製承認申請	森林計画図 デジタルオルソ 衛星画像	様式第8号		-	計画図: BDS, Shp 画像: Tiff (ライクによる可否あり)

(別表3) 森林簿及び森林計画マスタ閲覧等対象業務

機関名	詳細	使用目的	個人情報		提供範囲
			公開	非公開	
法人、団体、個人等 森林組合・ 林業事業体除く	森林所有者本人 (遺族又は法定代理人含む)	任意	○		所有林のみ
	森林所有者本人の同意を得たもの	任意	○		同意を得た者の所有林のみ
	上記以外	任意		○	制限なし
国 独立行政法人 地方公共団体 その他	左記が発注する業務の受託者で、 個人情報の保護について講ずべき 措置を遵守できる者も、左記と同 様とみなす。	法令又は条例の規定に基づ くもの 又は行政の必要性から相当 の理由があると認められる もの	○		必要最小限の範囲
		上記の理由が認められない もの、又は個人情報を必要 としないもの		○	制限なし
県庁知事部局 林業行政部門以外	左記が発注する業務の受託者で、 個人情報の保護について講ずべき 措置を遵守できる者も、左記と同 様とみなす。	行政の必要性から相当の理 由があると認められるもの	○		必要最小限の範囲
		上記の理由が認められない もの、又は個人情報を必要 としないもの		○	制限なし
森林組合	県内の森林組合 秋田県森林組合連合会	組合事業の実施のため	○		当該組合の 管轄区域分
林業事業体		森林経営計画作成のため	○		自社所有林又は施業計画団地 の所在する市町村内
		上記以外		○	制限なし